

(別紙)

## 協 議 担 当 課

### 担当課

### 協議事項

まちづくり建設課

都市計画法、国土利用計画法に関する事項

都市計画道路、町道に関する事項

調整池に関する事項

交通安全施設に関する事項

総 務 課

自治会、防犯灯に関する事項

防 災 課

公害、防災に関する事項

地 域 産 業 推 進 課

農業振興地域、農地利用に関する事項、大店法に関する事項

環 境 管 理 課

ごみ処理、し尿処理に関する事項

下 水 道 課

公共下水道に関する事項

教 育 総 務 課

教育施設、通園・通学の安全確保に関する事項

文 化 財 保 存 課

文化財に関する事項

磯城郡水道企業団

上水道に関する事項

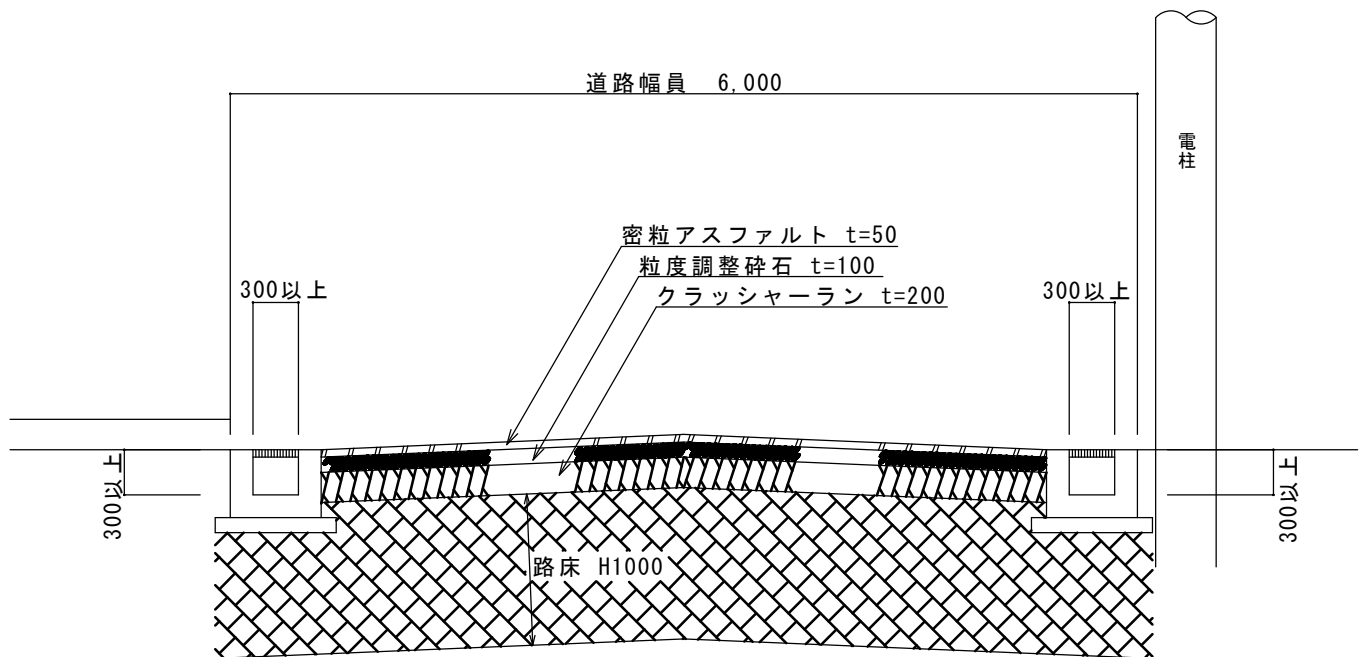
田 原 本 警 察 署

交通安全対策、防犯対策に関する事項

### 注意事項

消防に関する事項に係る協議、同意等については、別途磯城消防署にお問い合わせ下さい。

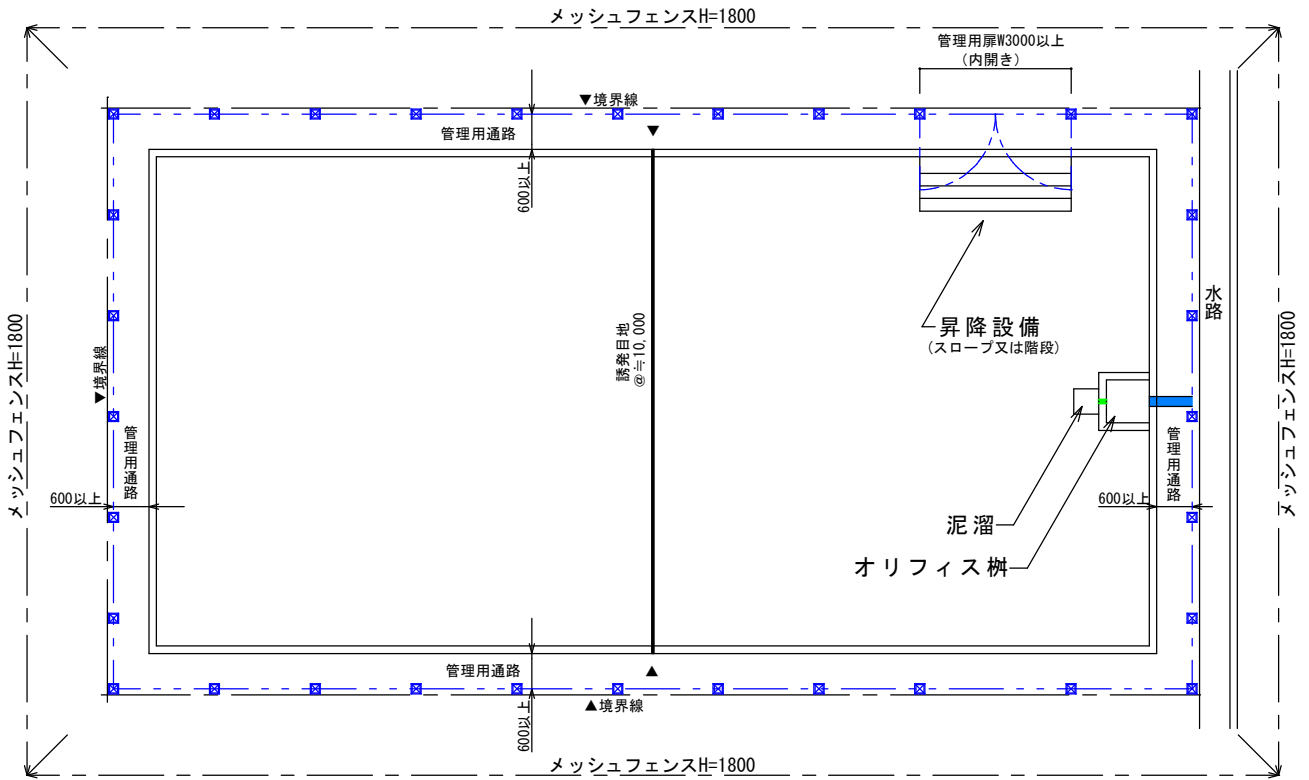
# 道路標準定規図



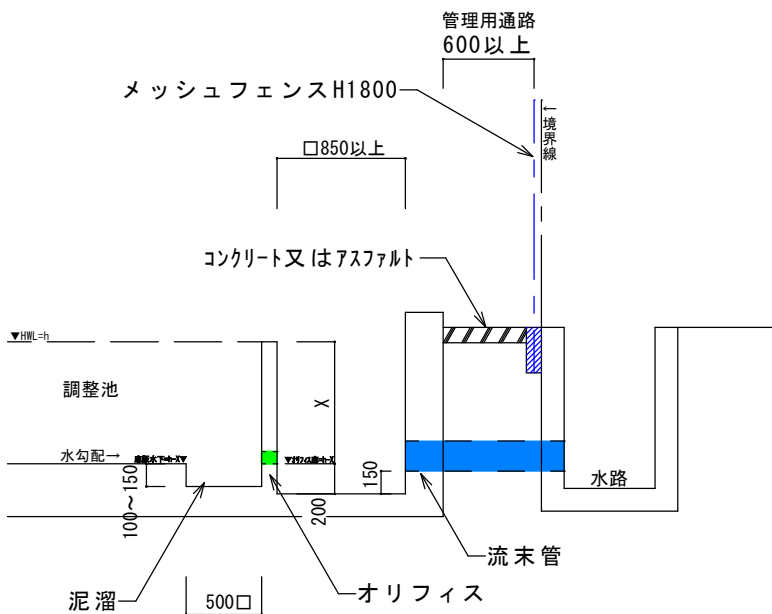
- (1) 道路側溝は、可変側溝又は現場打ちU型側溝とし、雨水等が滞留しないものとする。
- (2) 道路側溝には、原則として蓋を設ける。蓋については、1/2以上をグレーチング蓋とし、設計荷重25 t以上とする。また、コンクリート蓋については、表面に雨水が溜らない構造のもの（スリット付等）とする。
- (3) 道路側溝泥溜部分については、原則としてグレーチング蓋（滑り止め付き）とする。
- (4) 道路側溝が、道路を横断する場合は、横断用の側溝を使用し、
- (5) 路床の埋戻しについては、良質土にて行うこととし、軟弱地盤については、町担当部局と協議し改良等を行うこと。
- (6) 電柱は原則として道路外に設けること。

# 調整池標準図

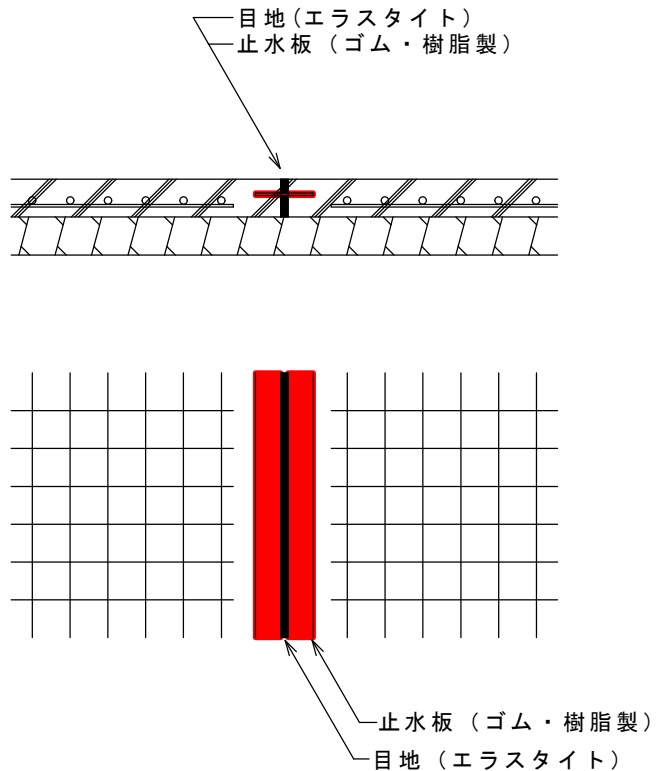
※設置に伴う構造及び詳細等については、関係部局及び自治会等と協議を行うこと。



調整池設置 (例) 平面図



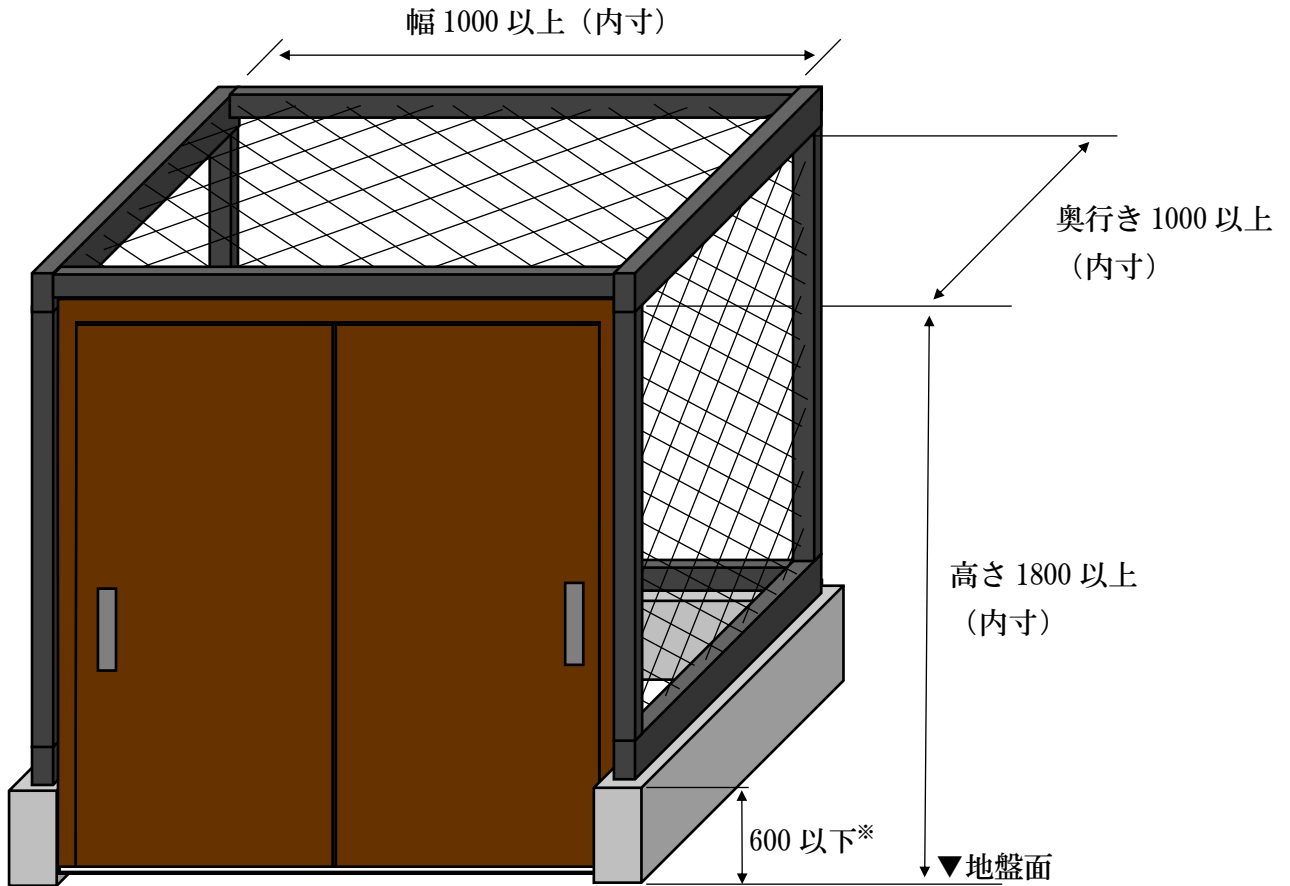
オリフィス詳細図



※目地については、スラブ及び立上部とし、おおむね10.0m毎に設けること

誘発目地詳細図

ごみ置場標準構造図



※ 自治会との協議により決定

単位：ミリメートル

- (1) 設置場所については、収集車が容易に横付けでき、交通の支障とならないよう配慮し、地元自治会及び町担当部局と協議し決定する。
- (2) 設置面積については、計画戸数1戸あたり0.3㎡以上の面積を確保する。
- (3) 上部は原則網状とする。側面は基本網状とし、立ち上げ部分のコンクリートの高さについては、地元自治会と協議の上、決定する。扉については引き戸とする。構造については、建築基準法等に定める基準のものとする。
- (4) 平面図・立面図を町担当部局へ提出すること。